箕面市広告入り窓口封筒の取扱いに関する要領

制定　平成18年4月1日
改正　平成24年4月9日
改正　平成26年4月1日
改正　平成30年3月14日
改正　令和6年4月2日

（趣旨）

第１条　この要領は、箕面市広告事業実施要綱（平成１８年箕面市訓令第２号。以下「要綱」という。）第７条第１項の規定に基づき、来庁者が証明書を持ち帰るための広告入り窓口封筒（以下「封筒」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の内容）

第２条　封筒に掲載する広告の内容は、要綱第３条各号のいずれも該当しないものとする。

（広告料）

第３条　広告料は、広告代理店（封筒に掲載する広告主を募集し、封筒を作成して市に納品する者をいう。以下同じ。）が封筒の作成等に要する経費に充てるものとする。

２　広告代理店は、封筒の納品に際し、市に一切の費用を請求しないものとする。

（広告の規格）

第４条　封筒の大きさは、日本産業規格（ＪＩＳ）角形６号及び角形２号とする。

２　広告の範囲は、封筒の表面積及び裏面積のそれぞれ３５％未満とする。

３　前２項に定めるもののほか、広告の掲載位置、色、形状等に関する詳細は、市と広告代理店が協議の上、決定するものとする。

（広告の掲載期間）

第５条 広告の掲載期間は、５年の範囲内において募集要項で定める。

（広告代理店の募集及び選定方法）

第６条 広告代理店の募集は、市ホームページにより行う。

２　広告代理店から応募があったときは、担当部局の職員で提案内容を総合的に比較して審査し、選定するものとする。

（委任）

第７条　この要領に定めのない事項については、市民部長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年４月９日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年３月１４日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月２日から施行する。